

特定非営利活動法人ふじこども支援スポット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふじこども支援スポットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県富士市に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を静岡県富士市川尻に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学齢期児童に対して、不登校児童生徒への支援に関する事業を行い、児童の福祉増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 地域安全活動

(4) 子どもの健全育成を図る活動

(5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 障害児支援事業

② 不登校児童生徒支援事業

③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 4 分の 3 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 暫定予算
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 埋理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の30日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した埋事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)
- 第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人又は国、地方公共団体に譲渡するものとする。
- (合併)
- 第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 石橋 大徳
副理事長 竹山 順一
理事 上柳 圭
監事 鈴木 洋貴

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0円 正会員会費 0円
- (2) 賛助会員入会金 1,000円 賛助会員会費 60,000円 (1年)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ふじこども支援スポット
--------------	-----------------------

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	いしばし ひろのり 石橋 大徳	[REDACTED]	無
副理事長	たけやま じゅんいち 竹山 順一	[REDACTED]	無
理 事	うえやなぎ けい 上柳 圭	[REDACTED]	無
監 事	すずき ひろき 鈴木 洋貴	[REDACTED]	無

- * 1 役職名の欄には、理事長、副理事長、理事、監事等の職名を記載する。
理事は3人以上、監事は1人以上置かなければならない。
- 2 報酬の有無は、各役員について該当項目を○で囲む。
報酬を受ける者は役員総数の1／3以内であること。
- 3 氏名及び住所又は居所の記載は、住民票の表記と同じとする。

特定非営利活動法人 ふじこども支援スポット 設立趣旨書

1 趣 旨

現在、市内で放課後等デイサービスを運営している中で、子どもの支援において重層的な支援が十分でなく、特に学齢期児童に対する支援先として、当該児童が登校しているかどうか、又、虐待を受けているのかどうか等、児童及びその家族の状況によって適切な支援先が分かれる上、それぞれの予防的な中間支援先がほとんどないと感じている。このような課題に対し、我々が団体を設立し中間の支援をすることで、子どもを取り巻く社会的課題を解決に寄与することができると考えました。また、特定非営利活動法人として活動することで、団体の透明性・信頼性が担保され、活動に協賛、理解を得られやすくなり、より地域や子どもに寄り添った支援事業が展開できると思われることから、この度、「特定非営利活動法人ふじこども支援スポット」の設立を申請するに至りました。

2 申請に至るまでの経過

令和4年4月 放課後等デイサービス ソウゾウを開設

令和5年1月 指定特定障害児相談支援事業、保育所等訪問支援事業ソウゾウを開設

令和5年12月 発起人会開催

令和5年12月 設立総会開催

令和5年12月25日

特定非営利活動法人 ふじこども支援スポット

設立代表者 石橋 大徳



特定非営利活動法人 ふじこども支援スポット

令和6年度事業計画書

1 事業実施の方針

令和6年度は、不登校児童生徒支援事業の実施にあたり不登校児童（主に発達障害児）について調査研究を行い、効果的な実施方法を決める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定期数	受益対象者の範囲及び予定期数	支出見込額(千円)
①障害児支援事業	障害児を対象として療育を目的とした放課後等デイサービス事業を行う。	通年	富士市内	4人	沼津、富士、富士宮市在住10人程度	0
②不登校児童生徒支援事業	不登校児童に対し、居場所支援を目的とした活動を行う。不登校児童及び家族に対して、教育機関や専門機関との橋渡しを行う。	通年	富士市内	1人	富士市内在住者10人程度	601
③その他この法人の目的を達成するため必要な事業	今年度の実施予定なし					0

* 1 設立（合併）の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。

2 初年度分は、申請予定期日からおおむね4か月後以降について作成する。

3 2事業の実施に関する事項については、事業ごとにそれぞれの項目を記載する。

4 2(1)の受益対象者の範囲及び予定期数は、具体的に記載する。

5 2(2)は、その他の事業を行わない場合には記載不要。

6 定款に掲載している事業で、計画書に掲載しないものについては、その理由を記載する。

特定非営利活動法人 ふじこども支援スポット

令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

令和7年度は、不登校児童生徒支援事業の実施にあたり、不登校児童の居場所的な支援及び関係機関との協力関係を実施。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	実施予定期日時	実施予定場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
①障害児支援事業	障害児を対象として療育を目的とした放課後等デイサービス事業を行う。	通年	富士市内	4人	沼津、富士、富士宮市在住10人程度	0
②不登校児童生徒支援事業	不登校児童に対し、居場所支援を目的とした活動を行う。不登校児童及び家族に対して、教育機関や専門機関との橋渡しを行う。	通年	富士市内	1人	富士市内在住者10人程度	664
③その他この法人の目的を達成するためには必要な事業	今年度の実施予定なし					0

* 1 設立（合併）の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。

2 初年度分は、申請予定期日からおおむね4か月後以降について作成する。

3 2事業の実施に関する事項については、事業ごとにそれぞれの項目を記載する。

4 2(1)の受益対象者の範囲及び予定期人数は、具体的に記載する。

5 2(2)は、その他の事業を行わない場合には記載不要。

6 定款に掲載している事業で、計画書に掲載しないものについては、その理由を記載する。

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

特定非営利活動法人ふじこども支援スポーツ 特定非営利活動事業会計 活動予算書

初年度分 法人成立の日（令和6年6月1日を想定）から7年3月31日まで

（単位：円）

科目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取入会金	0
賛助会員受取入会金	1,000
正会員受取年会費	0
賛助会員受取年会費	60,000
	61,000
2. 受取寄附金	
受取寄附金	0
施設等受入評価益	0
	0
3. 受取助成金等	
受取民間助成金	0
	0
4. 事業収益	
不登校支援事業収益	540,000
放課後等デイサービス事業収益	0
	540,000
	601,000

5. その他収益		0
受取利息		0
雑収益		0
.....	
経常収益計		601,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	264,000	
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計	264,000	
(2) その他経費		
家賃	240,000	
水光熱費	60,000	
通信費	60,000	
会議費	36,000	
旅費交通費		
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....	0	
その他経費計	660,000	
事業費計		
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
.....		

給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
.....
人件費計	0
(2) その他経費	0
会議費	0
旅費 交通費	0
減価償却費	0
支払利息	0
.....
その他経費計	0
管理費計	0
経常費用計	0
当期経常増減額	0
III 経常外収益	0
1. 固定資産売却益	0
.....
IV 経常外費用	0
1. 過年度損益修正損	0
.....
経常外費用計	0
当期正味財産増減額	0
設立時正味財産額	▲59000
次期繰越正味財産額	▲59000

様式例・記載例（法第10条第1項第3号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

特定非営利活動法人ふじこども支援スポーツ 特定非営利活動事業会計 活動予算書

翌年度分 令和7年4月1日から8年3月31日まで

科目	金額	(単位：円)
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取入会金	0	
賛助会員受取入会金	5000	
正会員受取年会費		
賛助会員受取年会費	300000	
	305000	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....	0	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....	0	
4. 事業収益		
不登校支援事業収益	150000	
放課後等デイサービス事業収益	0	
	455000	

5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	264,000	
法定福利費用		
退職給付費用		
福利厚生費用		
人件費計		
(2) その他経費		
家賃	240,000	
水光熱費	60,000	
通信費	60,000	
会議費		
旅費交通費		
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息	0	
その他経費計		
事業費計	400,000	
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	664,000	

	給料手当	0
	法定福利費	0
	退職給付費用	0
	福利厚生費用	0

	人件費計	0
(2)	その他経費	0
	会議費	0
	旅費交通費	0
	減価償却費	0
	支払利息	0

	その他経費計	0
	管理費用計	0
	経常費用計	0
	当期経常増減額	664000
III	経常外収益	▲209000
	1. 固定資産売却益

	経常外収益計	0
IV	経常外費用	0
	1. 過年度損益修正損	0

	経常外費用計	0
	当期正味財産増減額	0
	前期繰越正味財産額	▲209000
	次期繰越正味財産額	▲59000
		▲268000